

## 令和7年度津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、原材料価格・物価の高騰の影響を受けながらも障がい福祉サービスの安定的な提供を継続している障がい福祉サービス事業所等を支援するため、予算の範囲内で支給する津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象)

第2条 次に掲げる各号のいずれにも該当する場合、支援金の交付を受けることができる。

(1) 津島市内に所在する事業所等（ただし、国、都道府県又は市が運営する事業所等を除く。）を運営する法人（以下「事業者等」という。）であって、別表に該当するサービスを提供していること。

(2) 令和7年9月1日（以下「基準日」という。）時点において、津島市内に事業所等を有すること。

### (給付金額)

第3条 支援金の額は、1事業所あたり10万円とする。

### (交付の申請)

第4条 支援金の給付を受けようとする者は、津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書（兼請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

### (交付の決定等)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに審査のうえ、その可否を決定し、津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

### (支援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により、交付を決定した場合、申請者に対し、速やかに支援金を交付する。

### (交付の取消等)

第7条 市長は、支援金の交付をした場合において、事業者等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

### (検査等)

第8条 市長は、申請者に対し、支援金の交付対象となる事業所等に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月30日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

類型	サービス種別
入所系	施設入所支援
	短期入所
	共同生活援助
通所系	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	生活介護
	地域活動支援センター
	日中一時支援
	自立訓練（機能・生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援A型
	就労継続支援B型
	就労定着支援
	訪問系
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
移動支援	
訪問入浴	
保育所等訪問支援	
自立生活援助	
相談支援	計画相談支援
	障害児相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援

注1：同一施設で同一系統の事業を行っている場合は、交付対象は一事業所のみとする。ただし、同一施設であっても、別系統の事業を行っている場合は、サービス種別ごととする。

注2：共同生活援助については、共同生活住居が複数ある場合でも交付対象は事業所単位とする。

注3：対象としない事業所

- ① 令和6年4月から令和7年9月までの障害福祉サービス費等請求実績がない事業所
- ② 基準日時点において休止、又は令和7年度中に休止、廃止する予定の事業所

（宛先）津島市長

津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書  
（兼請求書）

津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、令和7年度津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 申請者

法人名・代表者 （職・氏名）	（職・氏名）
法人住所・所在地	〒
	連絡先電話番号：（ ）

2 交付対象事業所

No.	事業所名	サービス種別	事業所所在地
1			
2			
3			
4			
5			

※5件を越える場合は、別添で記載

3 申請（請求）する金額

金 円
-----

4 振込先口座

金融機関名	銀行・農協・金庫・組合		
支店名	本店・支店・支所・出張所		
種別	普通・当座	口座番号	
（フリガナ）			
口座名義			

※交付申請は1回のみです。振込口座は申請者と同一名義の口座としてください。

(別添)

2 交付対象事業所

No.	事業所名	サービス種別	事業所所在地
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

津島市長

津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付（不交付）  
決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました、津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金については、交付（不交付）が決定しましたので、令和7年度津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

交付決定額 金 円

（不交付の場合不交付の理由）

（取扱担当 福祉部福祉課 福祉グループ  
電話 0567-24-1115（直通））